

2021年（令和3年）1月22日

## 藤沢市小規模保育事業A型設置運営事業者募集要項

### 1 募集目的

藤沢市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」を策定し、様々な取組を進めてきました。

今後についても保育需要の伸びが予測されることから、保育の受け皿確保のため、小規模保育事業設置運営事業者候補者の募集を行います。

### 2 応募資格

#### (1) 次のいずれかの条件を満たす事業者

ア 令和3年4月1日時点で、神奈川県内または東京都内で認可保育所を運営している事業者

イ 令和3年4月1日時点で、定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人

ウ 令和3年4月1日時点で、藤沢市内で幼稚園を運営している事業者

エ 令和3年4月1日時点で、神奈川県内で認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型のいずれかに限る）を運営している事業者

オ 令和3年4月1日時点で、神奈川県内で地域型保育事業を運営している事業者

カ 令和3年4月1日時点で、藤沢型認定保育施設を運営している事業者

キ 令和3年4月1日時点で、藤沢市内で企業主導型保育事業を運営している事業者

※ ただし、既存の藤沢型認定保育施設及び企業主導型保育事業を小規模保育事業へ移行する提案は不可とします。

(2) 小規模保育事業を設置運営するために下記（4）で示される資力・信用を有していること

(3) 継続的に安定した事業運営ができること

(4) 児童福祉法、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設備運営基準条例（市）」という。）等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施すること  
〈設備運営基準条例（市）〉

[http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gyousei/reiki/reiki\\_honbun/g207RG00000813.html](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000813.html)

〈藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準〉

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/documents/syoukibo-ninkakijun.pdf>

- (5) 家庭的保育事業等の認可等について（厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第6号）に示されている要件を満たしていること

3 設置場所の条件

(1) 設置地区及び設置数

- |                  |   |       |
|------------------|---|-------|
| ア 西南地区（辻堂駅周辺）    | } | 各1園程度 |
| イ 中部地区（六会日大前駅周辺） |   |       |
| ウ 北部地区（湘南台駅周辺）※1 |   |       |

※1 湘南台駅東口の場合は、徒歩5分程度とする。

※2 応募状況により、設置園数に変更となる場合があります。

- (2) 複数の応募者が同一物件で提案することは可能だが、審査の結果選定する場合は、上位1提案のみとする。
- (3) 既存の認可保育所、幼稚園及び認定こども園と一定の距離があることが望ましい。
- (4) 周辺環境が小規模保育事業所として支障がないこと。
- (5) 保育室の設置階数は建物の3階以下であること。
- (6) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。
- (7) 屋外遊戯場が確保できない場合は、近くに代替えとなる公園があること。
- (8) 神奈川県が公表している津波浸水想定区域外であること。

神奈川県ホームページ参照

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>

4 整備手法

(1) 既存建物賃借型

- ア 既存建物を賃借し、改修することにより小規模保育事業を運営する。
- イ 賃借期間は開所から10年以上担保されていること

(2) 新築建物賃借型

- ア 現在建築中の建物及び今後建築予定の建物を賃借し、改修することにより小規模保育事業を運営する。
- イ 賃借期間は開所から10年以上担保されていること

5 施設の条件

- (1) 施設及び保育環境については、「児童福祉法」「設備運営基準条例（市）」「藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準」「家庭的保育事業等の認可

等について（厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第6号）」で定める基準を満たすこと。

(2) 賃借する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に基づく検査済証を得ていること、もしくは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できること。

(3) 賃借する建物は、基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。

また、賃借する建物が昭和56年5月31日以前に確認通知を受けている場合は、耐震診断により構造耐震指標（I<sub>s</sub>値）が0.6以上、またはI<sub>w</sub>値1.0以上であることが確認できること。

(4) 施設整備にあたっては、藤沢市建築基準等に関する条例を遵守すること。とりわけ建物の2階以上で設置予定の場合、同条例第16条に定める「けあげ」及び「踏面」が確保できる計画とすること。

※ 応募前に本市建築指導課等関係部署へ計画の確認を行ってください。  
〈藤沢市建築基準等に関する条例〉

[https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kentiku/jourei/fujisawashi\\_kentikukijuntounikansurujourei\\_sekou.html](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kentiku/jourei/fujisawashi_kentikukijuntounikansurujourei_sekou.html)

(5) 建物、消防及び給食設備等については、関係法令を遵守するとともに、所管官庁からの指示に従うこと。

※ （1）から（5）については、提案書類提出前までに必ず所管官庁へ事前相談等を行い、関係法令に適合することを確認してください。

※ 選定された提案については、市の事前許可なく変更することはできません。十分な検討及び確認を行った上で提案してください。

## 6 運営の条件

### (1) 定員規模

15名以上19名以下とする。

[定員構成モデル]

0歳児：3名、1～2歳児：各8名 合計19名

※ 0歳児～2歳児の各年齢でそれぞれ3名以上の受入定員を設定し、定員設定にあたっては、上の年齢の定員を上回らないことを原則とする。

※ 原則3歳児の弾力受入枠を設けることとし、枠を設ける場合は、審査

において加点します。弾力受入枠は3名を基本とするが、市と協議の上、許可を得た場合はこの限りではありません。

- ※ 3歳児の弾力受入については、以下の国通知『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日 雇児発0407第2号）（下記URL参照）』を根拠に実施し、受入可能な施設面積及び職員配置を満たすこと。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s49-2.pdf>

(2) 入所受入児童

生後6ヶ月～2歳児（原則）

- ※ 生後6ヶ月以前からの受入を提案することは可能とします。

(3) 管理者

設備運営基準条例（市）第29条に定める職員配置とは別に、事業所に常駐する常勤の管理者（園長）を配置すること

(4) 開所時間

月～土曜日7時～18時

(5) 延長保育

月～金曜日18時～19時

- ※ 平日19時以降及び土曜日18時以降の延長保育を提案することは可能です。

(6) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

(7) 給食

ア 完全給食とすること

イ 施設内調理により給食を提供すること

- ※ 「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日 児発第86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。

(8) 開所時期

令和4年4月1日の開所とする。

- ※ 開所時期が令和4年4月2日以降の提案は不可とします。

- ※ 提案した開所年月日を厳守すること。（厳守されない場合、選考を取り消す場合があります。）

(9) 特別保育

休日保育事業：事前に市と協議し、需要が見込まれる場合は提案可。

実施する場合は、審査において加点します。

※ 提案にあたっては、「藤沢市休日保育実施要綱」を遵守すること。

〈藤沢市休日保育事業実施要綱〉

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/seibi/documents/05kyuujituhoikuyoukou.pdf>

(10) 嘱託医

原則として、保育課から藤沢市医師会に対して推薦を依頼し、医師会から推薦のあった医師を嘱託医とします。医師会からの推薦決定後、手続きのご案内をいたします。健康診断の実施方法、場所及び嘱託医の報酬については、藤沢市が定める「地域型保育事業に係る、嘱託医業務における指針」を確認してください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/seibi/documents/06syokutakuisisinn.pdf>

(11) 近隣住民との良好な関係を確保すること

※ 提案書類提出前までに設置場所の近隣住民に対し、「藤沢市小規模保育事業A型設置運営事業者募集」に応募する予定であることを周知していただき、住民の反応とそれに対する法人の対応結果について、選考委員会において審査を行います。

(12) 保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車スペース・駐輪スペース・ベビーカースペースを極力確保すること。

(13) 調理員用便所、沐浴室、調乳及び医務スペースを確保すること。

7 補助金について

(1) 開設経費に対する補助金

現在、市の補助金交付要綱の見直しを行っているため金額等は確定していませんが、国が示している令和2年度の補助金の概要を参考で掲載します。

【保育対策総合支援事業費補助金】

(補助基準額) 35,000千円 × 3/4 (補助率) = 26,250千円  
補助金額

※ 国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。

※ 設計・監理費、備品等については補助対象経費とできる場合がありますので、ご相談ください。

(2) 運営費

ア 小規模保育事業費 (公定価格に基づく運営費)

公定価格の試算については、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表 (小規模保育事業) を参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r020401/tanka-5.pdf>

※ 地域区分については、12/100となります。

イ 子ども・子育て支援事業に係る補助金

国・県の補助金を財源とした委託料で、年度当初に見込み額で契約し、年度末に実績に応じた精算を行います。

①延長保育事業

保育時間や自園調理の有無により補助額が変わります。

②実費徴収に係る補足給付を行う事業（教材費・行事費等）

※ 給食費以外生活保護世帯1人当たり月額2,500円

※ 下記URLを参照いただくようお願いいたします。

(藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金交付要綱（市交付要綱）)

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/documents/tokuteichiikigata.pdf>

(国交付要綱)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h310401/kaisei\\_zenbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h310401/kaisei_zenbun.pdf)

(国実施要綱)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010906/jippi\\_hosokukyuufu.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010906/jippi_hosokukyuufu.pdf)

8 申込み手続き

(1) 提案書類の提出（必須）

※ 提案書類提出の日時については、電話で子育て企画課に連絡をして調整してください。（電話番号：0466-50-3562）

ア 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当  
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

イ 受付期間

【受付開始】令和3年1月22日（金）

【受付終了】1次募集：令和3年3月12日（金）

2次募集：令和3年6月21日（月）

3次募集：令和3年9月27日（月）

※ 土日祝日を除く

ウ 受付時間

9時～12時、13時～17時

エ 必要書類

提案書類（正本1部、副本9部）

《提出書類》

次に掲げる書類を、受付期間中に正本1部、副本9部提出してください。

I 藤沢市小規模保育事業A型設置運営事業者募集に係る参加表明書  
(様式1)

II 事業者概要に関する調書(様式2)

【添付資料】

(2-①) 代表者及び実務を担当する幹部職員(管理者)の履歴書

(2-②) 過去3年間の法人収支決算書

※ 個人事業主の場合は、下記の資料を提出すること

・過去3年間の保育事業に係る「所得税青色申告決算書(収支内訳書)」の控え

・過去3年間の個人に係る「所得税申告書」の控え(第一表・第二表)

III 既存運営施設の概要に関すること(様式3)

【添付書類】

(3-①) 既存施設のパンフレット

(3-②) 既存施設の全体的な計画または教育課程

(3-③) 既存施設の案内図・配置図・平面図・現況写真

(3-④) 既存施設の直近2回分の年間の所管官庁監査等結果(写)

※ 監査等結果において指摘があった場合、その後の改善内容等について、審査で聞き取りすることがあります。

(3-⑤) 既存施設の直近2年間の収支決算書

IV 事業計画書(様式4)

【添付書類】

(4-①) 賃借物件の概要が分かる書類(重要事項説明書等)

(4-②) 選定された場合に建物を借用する旨が証明できる覚書・誓約書等

(4-③) 賃借料の水準に関する資料(様式あり)

(4-④) 事業開始までのスケジュール表

(4-⑤) 公図、周辺案内図(園庭の代わりに代替公園とする場合は施設からの道のりを記載)

(4-⑥) 配置図

(4-⑦) 広域避難場所及び避難施設までの経路・距離がわかる地図

V 建物及び各室の状況調書(様式5)

【添付資料】

(5-①) 平面図、立面図(駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールスペースが「有」の場合は、その位置を平面図に記載すること)

- (5-②) 現況写真(周囲の状況を含む)
- (5-③) 検査済証の写しまたは「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月2日 国住指第1137号)」に則った検査結果により、適法に施工済みであることが分かる書類
- (5-④) 新耐震基準に適合していることが確認できる書類(耐震診断結果報告書の写し等)

※ 昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出

#### VI 小規模保育事業運営に関する提案(様式6)

##### 【添付書類】

- (6-①) 全体的な計画
- (6-②) 指導計画
- (6-③) 食育計画
- (6-④) 職員の研修計画・人材育成計画
- (6-⑤) 年間の防災計画
- (6-⑥) 保健計画
- (6-⑦) 保育士・施設の自己評価計画
- (6-⑧) 近隣対応用周知文書、対応範囲地図、対応状況及び結果

#### VII 職員に関する調書(様式7)

- (7-①) 必要保育士数算出表
- (7-②) 施設長の履歴書
- (7-③) 職員採用計画(採用手法、スケジュール等)

#### VIII 資金計画書(様式8)

##### 【添付書類】

- (8-①) 借入金の償還計画表
- (8-②) 工事費等概算見積書

#### IX 自己資金内訳書(様式9)

##### 【添付資料】

- (9-①) 残高証明書

#### X 開園後の資金収支予算書(3ヵ年)(様式10)

#### XI 誓約書(様式11)

※ 正本のみに添付する資料

- ① 建物の全部事項証明書
- ② 法人定款



- ③法人の履歴事項全部証明書
- ④納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- ⑤役員名簿及び代表者の履歴書
- ※個人事業主の場合、添付書類②、③の提出は不要。
- ※ 市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。
- ※ 応募に関する費用は応募者の負担となります。
- ※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

## (2) 提出方法

事前にご連絡のうえ、持参してください。（郵送提出不可）

- ※ 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスを付けてください。
- ※ 原本（1部）の表紙及び背表紙に「保育園名称（仮称）」「法人名」を記載してください。（テプラ等のシールも可）  
ただし、副本（9部）には、上記の記載やシール等の貼り付けはしないでください。

## (3) 質疑・回答

質問受付は各募集期間の受付終了日までです。回答については、公平性の観点から他の事業者と共有する必要があると判断した場合にはホームページ上に掲載させて頂くことがあります。

- ※ 質問受付は、電話または電子メールで行います。

電話番号：0466-50-3562（直通）

電子メールアドレス：fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

## 9 設置運営者の選考と決定

選考委員会において、書類審査・ヒアリング等により総合的に審査採点を行い、あらかじめ定めた合格点を上回る提案の中から点数が最も高いものを選定します。

- (1) 選考委員会日程：【1次募集】令和3年4月13日（火）～15日（木）  
（予定） 【2次募集】令和3年7月6日（火）～8日（木）  
【3次募集】令和3年10月13日（水）～15日（金）

(2) 開催場所：藤沢市役所 本庁舎内会議室（予定）

(3) 時間配分の目安

プレゼンテーション15分、提案内容ヒアリング30分

## 10 審査の基準

基本的な応募資格及び応募条件の確認を行い、資格・条件を満たす事

業者について、次の審査基準に基づき審査採点を行う予定です。

(1) 審査の基準について

- ア 管理運営体制について
- イ 施設開設のための建物の構造及び職員数について
- ウ 保育内容及び職員について
- エ 設置予定地周辺の環境について
- オ プレゼンテーション及びヒアリング（提案内容全般）
- カ 特別保育、受入方針及び立地

※ 審査の基準については「藤沢市小規模保育事業 A 型設置運営事業者の選定に係る審査基準・採点表（書類審査及びヒアリング）」を参照してください。

(2) 既存園のオンライン保育現場視察による保育内容等

法人が現在運営している認可保育所等へのオンライン保育現場視察を行い、保育内容等について採点いたします。

※ 詳細については別紙「既存園のオンライン保育現場視察について」をご確認ください。

※ 審査の基準については「藤沢市認可保育所等設置運営事業者の選定に係る審査基準・採点表（オンライン保育現場視察）」を参照してください。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

法人及び個人事業主の適性、提案内容及び実現可能性等について総合的に判断します。プレゼンテーション及びヒアリング当日については、審査基準の項目に係る質疑等について回答ができる実務担当者をご同席いただくようお願いいたします。

1.1 スケジュール（想定）

日程	内容
令和3年1月22日(金)	募集要項配布・参加表明・質問受付開始
	【1次募集】
3月12日(金)	提案書類受付期間終了
4月5日(月)～9日(金)	保育現場視察 ※1
4月13日(火)～15日(木)	選考委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）
4月下旬	選考結果通知発送
6月中旬	6月議会において選考結果報告
	【2次募集】
6月21日(月)	提案書類受付期間終了

6月30日(水)～7月2日(金)	保育現場視察 ※1
7月6日(火)～8日(木)	選考委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
7月中旬	選考結果通知発送
9月中旬	9月議会において選考結果報告
	【3次募集】
9月27日(月)	提案書類受付期間終了
10月5日(火)～7日(木)	保育現場視察 ※1
10月13日(水)～15日(金)	選考委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
10月下旬	選考結果通知発送
12月中旬	12月議会において選考結果報告
提案内容に応じて	国補助金交付申請 (市→県) 国補助金交付決定 (県→市) 補助金交付申請 (法人又は個人事業主→市) 補助金交付決定 (市→法人又は個人事業主) 入札・工事契約・着工 市認可申請・市現地検査 竣工・検査
令和4年4月1日	開所

- ※1 オンライン視察を実施します。詳細については別紙「既存園のオンライン保育現場視察」をご覧ください。
- ※2 選考結果については、可否にかかわらず、応募した事業者すべてに通知します。
- ※3 予算案の議決をもって正式決定となるため、選考結果の公表は予算の議決後となります。そのため、議決がされない場合は選定を取り消す場合があります。

## 1.2 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 補助金については、国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。
- (3) 同一建物での提案については、選定する場合は上位1提案のみで、2位以下は落選となります。また、この場合、複数園を選定する地区においては、他の建物での提案を繰り上げて選定します。
- (4) 審査の結果、事業者として選定されたとしても、提出された提案内容、

関係法令等に基づく保育所設置運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す可能性があります。その場合、次の条件を満たす提案を練り上げることがあります。

<練り上げにあたっての条件>

ア あらかじめ定めた合格点を上回っていること

イ 令和4年4月1日に開所できること

(5) 応募や選定の状況により、2次及び3次募集を行わない場合があります。

(6) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱いに準拠してください。また、業者の選定・備品購入については市内企業を優先してください。

**【お問い合わせ先】**

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当

藤沢市役所本庁舎 3階

TEL 0466-50-3562 (直通)

E-mail fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

以 上

## 既存園のオンライン保育現場視察について

例年、選考委員会の一環として既存園の保育現場視察を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度においてはWeb会議システム「Zoom」を活用した保育現場視察を実施します。

### 1 オンライン保育現場視察について

#### (1) 実施日及び時間（予定）

令和3年4月5日（月）から9日（金）のいずれか1日

15分から30分程度

※ 申込手続き後、日程調整をさせていただきます。

※ 日程決定後、「ミーティングID」及び「パスコード」をお知らせいたしますので、指定する時間に「Zoomのサイト（<https://zoom.us/join>）」からWeb会議に参加していただきます。

#### (2) 保育現場視察方法

選考委員会の委員2名で実施します。各保育室等をご案内いただき、保育現場に関する質疑応答を行います。

※ 現場視察は審査の対象となるため、録画をさせていただきますのでご了承ください。

#### (3) 保育現場視察内容

基本的に玄関→各保育室等→園庭等の順番でご案内いただきます。

### 2 保育現場視察に必要な書類

#### (1) 保育現場視察当日にご用意いただく書類

ア 家庭との情報共有が確認できる書類（お便り帳、連絡ノート等）

イ 研修報告に係る書類

ウ 園内事故等対応に係る書類

エ 苦情対応・意見要望の対応に係る書類

オ 職員同士の情報共有等に係る書類（会議録、朝礼ノート等）

カ 職員の勤務形態がわかる書類（勤務表等）

※ 現場視察中に書類の内容を映していただく場合があります。

※ 映像に映り込んだ書類等の個人情報、厳重に管理し、審査以外に使用することはございません。

以上